

鳥取県告示第453号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年8月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年6月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本の学校
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
永井 伸和
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市新開二丁目3-10
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、著者から読者に至る人々に対して、読書活動の推進や、言葉・文字文化及び出版文化と、その産業の振興を図り、それを支える人々の学びの場を提供する事業を行い、読者と書店の視点に立って知の地域づくりと地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
総会における表決方法、総会議事録の作成方法及び理事会の開催方法